

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	合同会社縁架	種別	放課後等デイサービス
代表社員	森 健太	管理者	阿部 創
所在地	江東区潮見 2-7-1 潮見駅前プラザ 二番街 1 階	電話番号	03-6666-4062

1. 総論

(1) 基本方針

施設・事業所等としての災害対策に関する基本方針を記載する。

当社は、東京都葛飾区に本社、江東区を事業拠点とし、児童福祉事業を営む会社である。主な業務は、放課後等デイサービスであり、四季を楽しみながら、子どもたちが笑顔になる体験やイベント、旬の食材を使った食事を提供しており、当社福祉サービスを通じ、地域社会に貢献している。自然災害時において、当社が早期に復旧しないと、障がいのある就児童の療育やご家族、地域社会に影響を及ぼす。当社にとって、被災時における事業継続および早期復旧に向けた事前の対策を講じることは、利用者やその家族の安心の確保、地域社会の早期復興に貢献する上で重要かつ喫緊の課題といえる。

自然災害発生時において、人命を最優先として、利用者、従業員とその家族の安全と生活及び雇用を守る。

事業の継続および早期の復旧により、利用者やその家族への影響など事業への被災被害を極小化する。

地域の安全などに配慮し、地域社会の早期復興に貢献する。

(2) 推進体制

平常時の災害対策の推進体制			
主な役割	部署・役職	氏名	補足
危機管理対策本部長	管理者	■■■■	■■■■
総務 <input type="checkbox"/> 備蓄品（非常食・生活用品）の管理 <input type="checkbox"/> 対策本部員・応援要員の支援（食事、宿泊等） <input type="checkbox"/> 建物・備品等の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> 電気、ガス、水道、電話の等のライフラインの確保及び早期復旧	常勤職員	■■■■	■■■■
人事 <input type="checkbox"/> 職員および家族の安否確認 <input type="checkbox"/> 医療機関・保健所等対応 <input type="checkbox"/> 理事・監事・評議員への連絡・報告	常勤職員	■■■■	■■■■
連絡・情報 <input type="checkbox"/> 各事業所との連絡システムの確保 <input type="checkbox"/> 情報システム環境の整備 <input type="checkbox"/> 通信連絡手段の確保	常勤職員	■■■■	■■■■
業務運営 <input type="checkbox"/> 利用児者等の安否確認 <input type="checkbox"/> 利用児者等の避難・救助	児童発達支援 管理責任者	■■■■	■■■■

<input type="checkbox"/> 重要業務の復旧・休止指示 <input type="checkbox"/> 重要業務の継続および休止等の対応支援・指示			
情報収集 <input type="checkbox"/> 地域の被害状況確認 <input type="checkbox"/> 県・各市町・業界団体、地域との調整 <input type="checkbox"/> 法人外への情報発信(災害伝言ダイヤル等) <input type="checkbox"/> ボランティア等の受け入れ	常勤職員	■■■■■	■■■■■
広報 <input type="checkbox"/> マスコミ等への情報発信 <input type="checkbox"/> 外部関係機関等からの問合せ対応	常勤職員	■■■■■	■■■■■

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

施設・事業所等が所在するハザードマップ等を掲載する（多い場合は別紙として巻末に添付する）。

下記のハザードマップ等から事業所のある地域を切り出して貼り付ける。

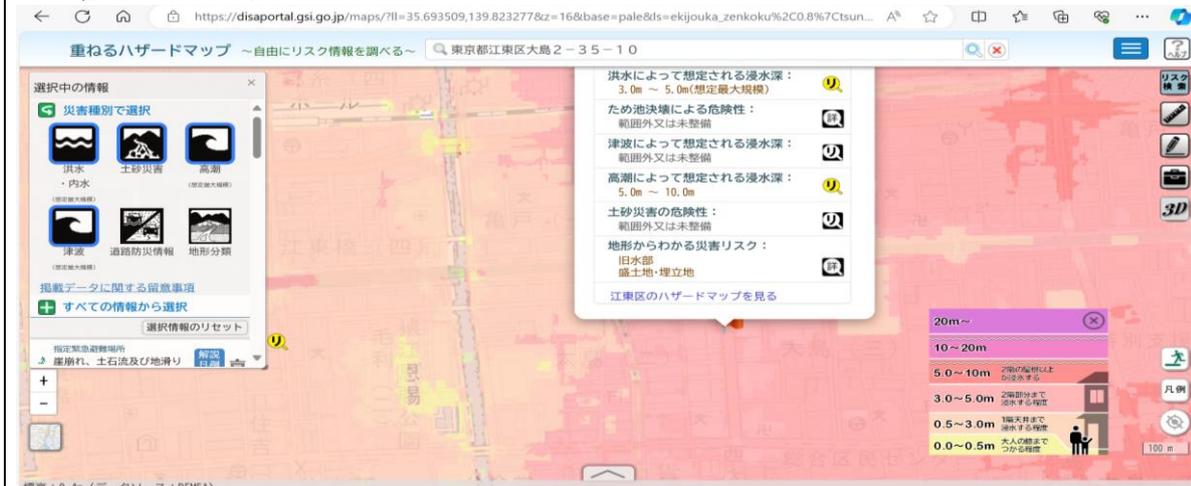
洪水・土砂災害・高潮・津波

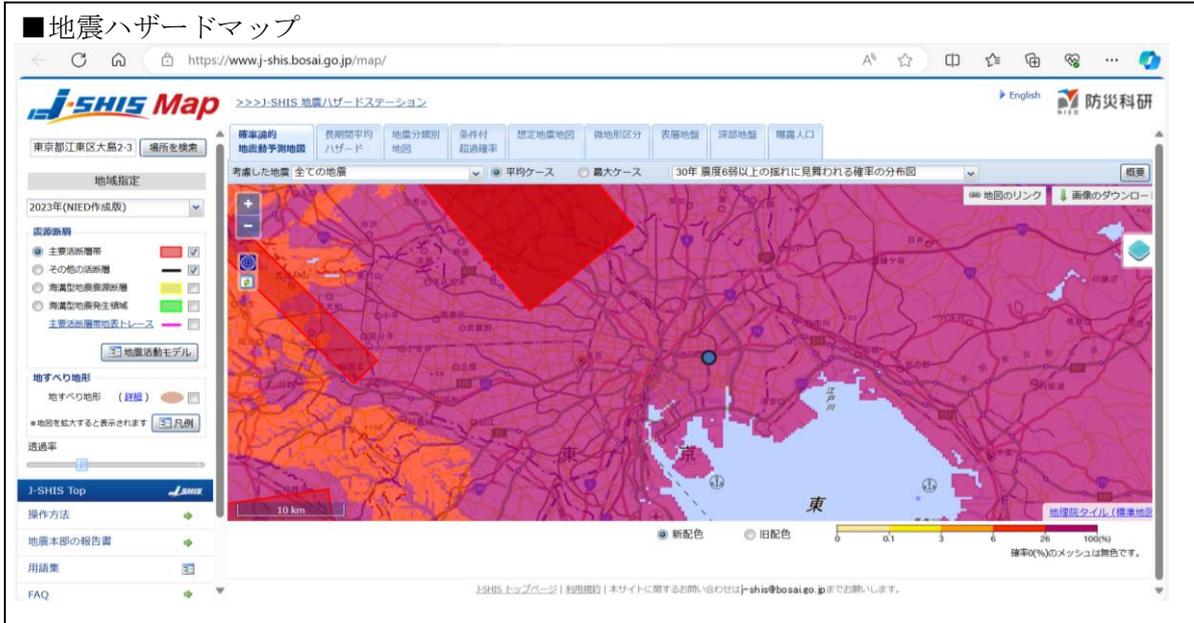
[重ねるハザードマップ \(gsi.go.jp\)](https://gsi.go.jp)

地震ハザードステーション

[J-SHIS Map \(bosai.go.jp\)](https://bosai.go.jp)

■ 水害ハザードマップ





② 被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】江東区事業継続計画 - 震災編 - 平成 28 年度修正 平成 29 年 3 月より

【江東区の被災想定】

区の被害等全般の想定

前提とする「東京湾北部地震」が発生した場合の、区内における人的被害、健康被害、ライフライン被害と復旧、その他の区内の被害発生の想定は、次の通りである。

(1) 人的被害

表 2-2 想定される人的被害

項目	死者	負傷者	負傷者（うち重症者）
ゆれによる建物全壊	365人	9,699人	1,517人
地震火災	82人	349人	98人
落下物・ブロック塀	3人	116人	39人
合計	449人	10,164人	1,654人

(2) 建物被害

表 2-3 想定される建物被害

項目		棟数	備考
建物被害（合計）※		11,007棟	
原因別	ゆれ・液状化による建物全壊	8,010棟	
	ゆれ	7,926棟	
	液状化	84棟	
	地震火災（焼失）	3,536棟	出火件数：44件

(3) ライフライン全般被害

表 2-4 想定されるライフライン全般被害

項目	被害率		復旧日数 (東京都内全般推定) ※
	区内	東京都内全般	
電力 (停電率)	43.4%	17.6%	6日
通信 (不通率)	7.6%	7.6%	14日
ガス (供給停止率)	34.1%~100.0%	26.8%~74.2%	53日
上水道 (断水率)	76.5%	34.5%	30日
下水道 (菅きよ被害率)	27.9%	23.0%	30日

※旧想定(平成18年)のデータであり、あくまでも参考値である。(現行の想定項目からは除外)

(4) その他、区内の被害状況

前提とする「東京湾北部地震」が発生した場合の道路や鉄道等の被災の様相は、次に示すとおりである。ただし、様相は想定する揺れの強さや社会状況によって、内容が変わることに十分留意する必要がある。

1) 道路

- 震度6強又は7が発生する地域で、かつ、区内で特に液状化が指摘されている様な地盤の弱い地域などでは、道路の多くの箇所では陥没や段差等が生じ、通行が不能、あるいは困難になる。
- 大震災発生時の交通規制については、従前は、環状7号線の内側への流出入が禁止であったが、平成24年3月より、環状7号線の内側への流入のみが禁止となった。また、震度5強程度でも必要に応じて交通規制が実施される。
- 都内に震度6弱以上の地震が発生した直後には、第一次交通規制が敷かれ、江東区内では、首都高速9号深川線、首都高速7号小松川線、首都高速10号晴海線、首都高速湾岸線の4路線が緊急自動車専用道路となり、一般車両の通行が禁止される。
- 被災状況に応じて、第二次交通規制が敷かれ、江東区内では、緊急自動車専用道路の4路線に加え、蔵前橋通り、京葉道路の6路線が緊急交通路となり、災害応急対策に従事する車両以外の通行が禁止される可能性がある。

2) 鉄道

- 震度6強エリア内では、線路上の一部でゆがみや段差被害が生じ、運行が困難になる可能性がある。

3) 橋梁

- 震度6強が広がるエリア内では、耐震補強が十分とは言えない橋梁などを中心に、少数ではあるものの、脚部の破損や亀裂をはじめ、道路の橋脚の連結部で段差などの被害が生じる。また、耐震補強が行われている橋梁であっても、連結部などには段差が

生じる。また、耐震補強が行われている橋梁であっても、連結部などには段差が生じる可能性がある。

4) 液状化

- 区全域が荒川・墨田川・東京湾に挟まれた江東デルタ地帯になるため、揺れやすく、地盤の弱い区内の多くの箇所で、液状化が発生する可能性がある。液状化が発生したエリアにおいては、他のエリアと比較して、建物や上・下水道等の被害が相対的に大きくなるのが想定される。

5) 津波

- 本区に到達する最大津波高（満潮位・地殻変動考慮）は T.P.1.75m（※1）と想定され、浸水は堤外河川敷等のごく一部に限定される。ただし、万一に備えた確実な避難を促すため、東京湾内湾に大津波警報等が発表される可能性がある。（※2）

※1 T.P.：東京湾平均海面

※2 「首都直下地震等による東京の被害想定」において、本区に到達する最大の津波は「元禄型関東地震」発生時（最大津波高 T.P.2.55m）によるものとされている。ただし、被害の様相については、「東京湾北部地震」発生時と大きな差は無く、限定的と想定される。

6) その他

- 区内で帰宅困難者が最大で約17万8千人発生するほか、区内のエレベータのうち、440台程度で閉じ込め事案の発生が想定される。

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理することを推奨する。

	当日	2日 目	3日 目	4日 目	5日 目	6日 目	7日 目	8日 目	9日 目	
電力	蓄電池やライトで対応	→	→	→	→	→	復旧	→	→	
E V	階段利用							→	復旧	→
飲料水	備蓄利用	→	復旧	→	→	→	→	→	→	
生活用水	利用制限	→	復旧	→	→	→	→	→	→	
携帯電話	利用制限	→	復旧	→	→	→	→	→	→	
メール	利用制限	→	復旧	→	→	→	→	→	→	

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所等では、どの事業（入所、通所、訪問等）を優先するか（どの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

<優先する事業>

(1) 通所サービス

放課後等デイサービス

利用者の状況により優先順位を付けて対応する。

② 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

- ・与薬支援
- ・食事支援
- ・排泄支援

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

●訓練

- ・毎年5月に災害（主に地震もしくは水害）を想定した訓練を実施する。
- ・責任者の判断で、上記の訓練実施月の変更や追加実施を決めることができる。
- ・訓練内容や参加者は責任者が検討し、事前に参加者に通知する。
- ・訓練はできる限り地域の方も参加できるよう実施する。
- ・訓練の実施状況は責任者が記録を取り、保管する。

●研修

- ・採用時の研修の際に、訓練の記録を利用して研修を行う。
- ・定期的に研修を行い、職員への周知を図り、BCPや訓練内容の見直しを行う。

* 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCPの検証・見直し

評価プロセス（災害対策委員会で協議し、責任者が承認するなど）や定期的に取り組の評価と改善を行うことを記載する。

- ・毎年度末3月に、これまで策定したBCPの内容や災害対策の取組を総括し、現状を評価する。
- ・総括により洗い出された課題については、翌年度の取組に反映させる。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物（柱・壁）	新耐震基準の建物を賃貸	
書棚	L字金具などによる固定	転倒防止対策
キャビネ	L字金具などによる固定	転倒防止対策
家具・収納棚	低重心の家具を使い、転倒防止グッズを使用	転倒防止対策

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
給湯器設備	ボルト固定の強化実施	UR 管理
EV 昇降機	業者による耐震点検	UR 管理
空調設備	業者による耐震点検	UR 管理
受電設備	定期点検	UR 管理
消火設備	定期点検	UR 管理

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	毎月 1 回点検を実施。	
外壁の確認（ひび割れ、欠損、膨らみ）	毎月 1 回点検を実施。	
開口部の確認	毎月 1 回点検を実施。	
暴風による危険性の確認	毎月 1 回点検を実施。	
窓ガラスの確認（飛散防止フィルム）	毎月 1 回点検を実施。	
建物周囲の確認（飛散物等）	消防訓練の際に、災害対策委員会で点検する。	
蓄電池・ライトの在庫確認・使用可能確認	毎月 1 回 常勤職員による点検を実施。	

（2）電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
情報機器（ラジオ）・携帯電話・インターネットなど	蓄電池 モバイルバッテリー
照明器具	懐中電灯・乾電池の用意
暖房器具	カイロ・アルミブランケット・毛布等
冷蔵庫・冷凍庫	夏場は暑さ対策としてクーラーボックスや保冷剤等を用意

（3）ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
ガスの使用なし	
調理器具	カセットコンロ、

(4) 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活水の確保を記載する。

① 飲料水

● 備蓄品の飲料水：

2階201号室の備品庫に備蓄しているペットボトル・缶の飲料水を使用
職員と利用者数×2L×1日分の飲料水を確保し、保存期間に留意。

● 給水車による配給対応：

給水車による水の配給が実施された場合、簡易タンクに15L貯水しておく。

② 生活用水

● 飲料水を代用して、使用する。

また、水道水を空きペットボトルに備蓄し、使用する。

(2日に一回程度、ペットボトル内の水道水を入れ替える)

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、
バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話／携帯メール／PCメール／SNS等

● 使用可能な通信手段

固定電話：事務所 03-6666-4062

携帯電話：法人代表携帯 [REDACTED]

管理者携帯 [REDACTED]

法人携帯 [REDACTED]

法人携帯 [REDACTED]

職員個人の携帯 (全職員 LINE 連絡可)

(6) システムが停止した場合の対策

●対策

- ・システムが停止した場合に紙による作業・業務を洗い出す。
- ・手書きにより、業務継続に必要な最低限な記録を手書きで残す。
- ・データ喪失に備え、最新データのバックアップを行う。
- ・定期的に USB メモリ又は SD カード等にバックアップデータを取り、本社にて保管する。
- ・システム上の浸水対策として、サーバーは浸水想定を超える高さに設置する。
又、パソコンについては、ノートパソコンを利用する。

●設備・機器

- ・モバイルバッテリー・接続ケーブル

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】

- 1, 簡易トイレ及び消臭固形剤を備蓄しておく。
- 2, 電気・水道が止まった場合
 - (1) 速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを利用する。
 - (2) 排泄物や使用済みのオムツなど、所定のゴミ置き場へ保管する。
 - (3) 汚物には、消臭固形剤を使用する。

【職員】

- 1, 利用者とは別に、職員の簡易トイレ（仮設トイレ）、生理用品は備蓄しておく。
- 2, 電気・水道が止まった場合は、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを利用する。
- 3, その他利用者に準ずる。

② 汚物対策

排泄物などは、ビニール袋に入れて消臭固形剤を使用して密閉し、利用者の出入りのない空間へ衛生面に留意して隔離、保管しておく。
消臭固形剤を使用した汚物は、燃えるゴミとして処理が可能である。

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
食料（アルファ米）	■	■	■	■
飲料水（2L）	■	■	■	■
飲料水（500ml）	■	■	■	■
缶詰	■	■	■	■
インスタント食品	■	■	■	■

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
簡易トイレ（10セット）	■	■	■	■
生理用品（20個）	■	■	■	■
ウェットティッシュ（50枚）	■	■	■	■
ティッシュ（5箱）	■	■	■	■
タオル	■	■	■	■
消毒薬等救急用品	■	■	■	■

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
ビニール手袋（100枚）	■	■	■
使い捨て食器・カップ	■	■	■
ラップ・アルミホイル	■	■	■
ブルーシート	■	■	■
ポリタンク18L	■	■	■
ラジオ	■	■	■
カセットコンロ	■	■	■

乾電池単3・単4	■	■	■
ガスボンベ3個入	■	■	■
毛布・簡易ベッド	■	■	■
懐中電灯	■	■	■
消臭固形剤 (簡易トイレ用)	■	■	■

<参考：備蓄品リスト例>

- ・ 食料品：米（無洗米）、飲料水、缶詰、経管栄養食、高カロリー食、インスタント食品、栄養ドリンク など
- ・ 看護、衛生用品：消毒剤、脱脂綿、絆創膏、包帯、三角巾、おむつ、マスク、ウェットティッシュ、生理用品、タオル など
- ・ 日用品：紙容器（食器）、ラップ、カセットコンロ、電池、使い捨てカイロ など

<参考：備蓄数量の考え方>

- ・ 水：1人1日3ℓ、3日で9ℓ
- ・ 食料：1人1日3食、3日で9食
- ・ 毛布：1人1枚

1人当たりの数量に日数を掛け合わせると備蓄数量の目安となる

(9) 資金手当て

火災保険の付保内容

保険期間：令和5年12月2日～令和7年12月2日

保険金額：500万円

付保対象：設備什器

保険金が支払われる場合：火災・落雷・破裂・爆発・水ぬれ・騒擾（じょう）・労働
争議等・航空機の墜落・車両の衝突等・建物の外部からの物体の衝突等・盗難・水害
「風災・雹（ひょう）災・雪災」（免責あり）

上記以外の不測かつ突発的な事故（免責あり）

保険金が支払われない場合：劣化や消耗による破損、雨漏りによる損害など

*地震保険の保険契約については地域によって制限がある。

- ・地震保険については、事業用物件への保険契約を制限する傾向にあり、地域によっては地震保険を付けられないケースもあるので注意する。
- ・現行の火災保険で水害についてカバーできるか確認すること。もしカバーできなければ立地などを踏まえて見直しを検討する。

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

【地震による発動基準】

本書に定める緊急時体制は、江東区周辺において、震度6以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示によりBCPを発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報が発表されたとき
台風により暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき

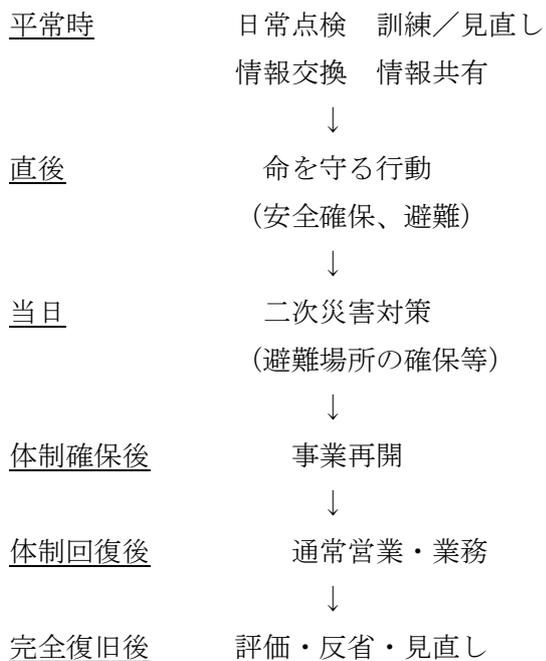
また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

(2) 行動基準

発生時の行動指針は、下記の通りとする。

- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災や建物の倒壊など）
- ③ 地域との連携
- ④ 情報発信



○連携

事業所間連携、行政、関係機関連携

○情報発信

利用者家族安否情報、事業所情報

○支援体制確保（人員、物資等）

(3) 対応体制

【災害対策本部】(担当：管理者／児童発達支援管理責任者)

責任者 地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う

・情報 (担当 常勤職員)

行政と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、隊長に報告するとともに、利用者家族へ利用者の状況を連絡する。活動記録をとる。

・消火 (担当 常勤職員)

地震発生直後直ちに火元の点検、ガス漏れの有無の確認などを行い、発火の防止に万全を期すとともに、発火の際には消火に努める。

・応急物資 (担当 常勤職員/非常勤職員)

食料、飲料水などの確保に努めるとともに、炊きだしや飲料水の配布を行う。

・安全指導 (担当 常勤職員)

利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。隊長の指示がある場合は利用者の避難誘導を行う。家族への引継ぎを行う。

・救護 (担当 常勤職員)

負傷者の救出、応急手当および病院などへの搬送を行う。

(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
エントランススペース	療育室	相談室

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

各エリアリーダーが担当エリアの利用者の安否を確認し、管理者へ報告する。

療育室： エリアリーダー (不在時は副リーダーもしくはリーダー代行)

送迎中： 運転手 (携帯メールなど)

その他： 付添い職員

【医療機関への搬送方法】

搬送する医療機関は以下のとおりとする

昭和記念病院 (総合病院)

病院 (近隣病院)

いよりこどもクリニック (診療所)

なお、搬送は原則救護班が送迎用の車両を使って行う

② 職員の安否確認

【施設内】

職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせてエリアリーダーが点呼を行い、管理者に報告する。

【自宅等】

自宅等で被災した場合（自地域で震度5強以上）は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身の安否情報を報告する。

報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

（6）職員の参集基準

（勤務時間内）

- 1，区内で震度5強以上の地震が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。
30分以上連絡が取れない場合は、安全を確保しながら参集する。
- 2，自らまたは家族が被災した場合や、交通機関、道路などの事情で参集が難しい場合は、参集しなくてよい

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	療育室	
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・避難場所を大声で周知しながら、集合する。 ・天井からの落下物に留意する。 ・避難時は極力、靴を履く。 	

【施設外】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	江東区立枝川小学校	潮見児童遊園
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、徒歩移動。 ・避難時は靴を履く。 ・利用者がいる場合は安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・避難にあたっては、事業所内に残された人がいないか、大声で確認しながら避難する。 ・避難時持ち出し袋を忘れずに。 ・車両での避難は、肢体不自由児を優先する。 	同左

(8) 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
キッチンスペース	相談室 (男性)
	ロッカールーム (女性)

② 勤務シフト

【災害時の勤務シフト】		
	責任者	その他のメンバー
Aチーム	管理者	出勤状況で割り振る
Bチーム	児童発達支援管理責任者	

(9) 復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備し、別紙として添付しておく。

<建物・設備の被害点検シート例>

	対象	状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	UR
	エレベータ	利用可能／利用不可	UR
	電気	通電 / 不通	東京電力
	水道	利用可能／利用不可	水道局
	電話	通話可能／通話不可	NTT 東日本
	インターネット	利用可能／利用不可	NTT 東日本
建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容	
(株)ビジネスクロス	03-6657-2804	ネットワーク機器関係	
ガソリンスタンド		燃料	

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

- ・医療機関

いよりこどもクリニック

- ・自治体関連部署

江東区障害福祉課

- ・区内事業所（同業サービス提供者）

たすきっず（同一法人）

住所：東京都江東区大島2-35-10 操ビル202

電話：03-5858-8193

- ・人的支援（職員の施設間派遣など）・物的支援（不足物資の援助、搬送など）

② 連携協定書の締結

たすきっず は、

合同会社縁架として運営している事業所の為、連携協議書はない。

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所等の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所等を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
たすきっず	03-5858-8193	相互連携
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	相互連携

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
いよりこどもクリニック	03-6221-3448	協力医療機関

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
江東区障害者福祉係	03-3647-4952	
江東区身体障害相談係（身体）	03-3647-4953	
江東区愛の手帳相談係（知的）	03-3647-4954	
江東区在宅生活相談係（児童）	03-3647-4308	
江東区指導検査係	03-3647-9350	

東京都 障害者サービス情報

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都 障害福祉サービス等事業所指定等の受付窓口変更について

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=067-182>

(2) 連携対応

① 事前準備

- 事業所間連携
 - ・防災研修
 - ・利用者受け入れ相談
 - ・相互交流

- 地域交流
 - ・事業所の情報発信
 - ・被災時の連絡先交換

連携協議は今後検討、協議する。

② 利用者情報の整理

- ・フェイスシート及びアセスメントシートを参照

③ 共同訓練

- ・年に一度、共同で防災訓練・避難訓練を実施する。
- ・日頃から連携先と担当者間の連絡体制を密にして、信頼関係を築く。
担当者の異動や変更がある場合の連絡を必ず行う。
- ・地震による火災発生・停電、河川氾濫による水害、移動困難などを想定して訓練を行う。
- ・訓練前の準備、事後の反省と次回の訓練計画への反映を共同で行うことで、実践的な内容にする。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

災害対策委員会で、今後検討する。

社会福祉施設等は災害派遣福祉チームにチーム員として職員を登録するとともに、事務局への協力、災害時において災害派遣福祉チームのチーム員の派遣を通じた支援活動等を積極的に行うことが期待されている。地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

災害対策委員会で、今後検討する

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

災害対策委員会で、今後検討する。

(主な準備事項例)

- ・ 受入に必要な備蓄類を洗い出し整備する
- ・ 資機材についてはレンタルを活用することも検討する。
- ・ 支援人材確保に向けた連携や受入方針を検討する
- ・ 事務手続き等について市町村の窓口を確認しておく。

6. 通所系・固有事項

【平時からの対応】

- サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先については複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。
- 特定相談支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等を予め検討しておく。
- 避難先でサービスを提供する可能性も想定され、平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係づくりに努める。

【災害が予想される場合の対応】

- 台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、予め事前にサービスの休止・縮小に関する基準を定めておく。
- 上記基準について、特定相談支援事業所へも情報共有を行い、利用者やその家族にも説明する。
- 必要に応じてサービスの前倒しなども検討する。

【災害発生時の対応】

- BCPに基づき速やかなサービスの再開に努めるが、サービスを長期間休止する場合は、特定相談支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス等への変更を検討する。
- 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、予め把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎者の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって可能であれば利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等で対応する。
- 被災により一時的に事業所が使用できない場合は、利用者宅を訪問するなど代替サービスの提供を検討する。

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和5年12月22日	新規作成	森 健太& 阿部 創